

# 兵庫県公報

平成22年6月1日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 .....	1

## 公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）  
超勤代休時間の新設に伴い、勤勉手当の期間率について、所要の改正を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年6月1日

兵庫県人事委員会  
委員長 中瀬 憲一

### 兵庫県人事委員会規則第5号

#### 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
第37条第21項第4号中「第3条第2項第1号及び第2号に規定する期間」の右に「、勤務時間条例第11条の3第1項の規定により指定された超勤代休時間（次号において「超勤代休時間」という。）」を加え、同項第5号中「週休日」の右に「、超勤代休時間」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。